

# 公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにて保管する公用車での 交通事故処理に関する内規

制 定 平成20年12月5日  
最近改正 令和4年4月1日

## (目的)

第1条 この内規は、公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパスにて保管する公用車（以下「八景公用車」という。）使用時に発生した交通事故の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (発生報告)

第2条 交通事故を発生させた運転者（以下「運転者」という。）は、八景公用車の自動車管理者である総務部総務課長（以下「自動車管理者」という。）に直ちに通報するとともに、所属長に報告しなければならない。

2 自動車管理者は、前項の通報を受けたときは、速やかに損害保険会社に通報するものとする。

## (自動車事故報告書の提出)

第3条 運転者は、交通事故発生の通報をしたのち、速やかに報告書を作成し、所属長を経て自動車管理者に提出しなければならない。

## (現況調査)

第4条 第2条第2項の通報を受けて損害保険会社が交通事故の発生状況等の調査又は聴取を行う場合は、運転者は協力しなければならない。

2 自動車管理者は、必要があると判断した場合は、交通事故の発生状況等を調査し、または運転者から交通事故の発生経緯等を聴取することができる。

3 前項の規定にかかわらず、自動車管理者は、状況に応じて前項の調査及び聴取を運転者の所属長に依頼することができる。

## (事故の対応)

第5条 自動車管理者は、示談の交渉の前提として必要な措置をとるものとする。

## (示談交渉)

第6条 交通事故の示談交渉については、損害保険会社を通じて行うこととする。

2 損害保険会社が示談の交渉を行う際に、必要に応じて自動車管理者はこれに立ち会うことができる。

## (示談等の報告)

第7条 示談等が成立したときは、自動車管理者は結果を理事長に報告しなければならない。

## 附 則

この内規は、平成20年12月5日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

【事故処理フロー図】

